



〒933-0849

高岡市横田本町10-7 ダイキビル2F

TEL 0766(25)7722(1) FAX 0766(25)7723 http://kaji.zéi-mu.jp

ケイトウ

9月の税務と労務

国 税 / 8月分源泉所得税の納付

9月10日

国 税 / 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

9月30日

国 税 / 1月決算法人の中間申告 9月30日

国 税 / 10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告

(年3回の場合) 9月30日 9月 (長月) September 15日・敬老の日 23日・秋分の日

	一月一	一火一	一水一	一木一	金	•
•	1	2	<i>3</i>	4	<i>5</i>	6
7	8	9	<i>10</i>	11	<i>12</i>	<i>13</i>
<i>14</i>	<i>15</i>	<i>16</i>	17	<i>18</i>	<i>19</i>	<i>20</i>
<i>21</i>	22	<i>23</i>	24	<i>25</i>	<i>26</i>	<i>27</i>
<i>28</i>	<i>29</i>	<i>30</i>	۰	۰	۰	٠

メタボ健診の診療費も医療費控除の対象に

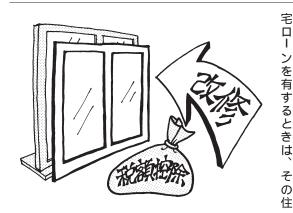


本年4月から、40~74歳を対象に特定健康診査(メタボ健診)が実施されていますが、 診査結果に基づき行われる特定保健指導を受ける人のうち、高血圧症、脂質異常症、糖 尿病のいずれかの基準に該当する人が、その診療等のため自己負担した診療(治療)費 は、医療費控除の対象に追加されています。

関連税制

正ポイン

平成20年度の税制改正のうち、 住宅に関係するものを整理しました。



借り入れた償還期間五年以上の 含む一 (1) る家屋について断熱改修工事等を る住宅借入金等を有する場合の 所得税額控除制度の創設 居住者が自己の居住の用に供 その工事費用に充てるために 定の増改築等を行った場合 住 す

の

住宅の省エネ改修工事等に係

にわたり所得税 なお、この特例は、2の増改築度が創設されました(図表1参照)。 適用になります。 等に係る住宅ロー たり所得税額から控除する制一ン残高の一定割合を五年間 ン控除との選択

1

促進税制の創設住宅の省エネ改修

工事、 すものをいいます。 室のすべての窓の改修工事、 はその工事と併せて行う床の断 ここでの断熱改修工事とは、 断熱工事で、 天井の断熱工事若しくは壁 以下の要件を満た ま 熱

ずれも平成十一年基準以上と改修部位の省エネ性能がい ○万円を超えるもの その工事費用の合計額が三

性能が、 改修後の住宅全体の 改修前から一段階相 省エネ

当することの証明は、

次の者が

行

施

なること

とは、 適用される「 の省エネ性能が、 る工事のうち、 ま た、 当以上あがると認められるエ 事内容であること 前記の断熱工事等に該当す 図 表 1 特定断熱改修工事等」 改修後の住宅全体 の <u>-</u> % 平成十一年基準 の控除率が

[図表1]住宅の省エネ改修促進税制の内容 された工事が断熱改修工事に該この特例の適用に当たって、実

居住用に 供する時期	平成20年4月1日から平成20年12月31日まで			
控除期間	5 年間			
住宅借入 金等の年 末残高	1,000万円以下の部分			
控除率	a. 特定断熱改修工事等の費用に相当する部分 (200万円を限度)…2% b. a以外の工事費用相当部分…1%			

認検査機関 性能評価機関 関する法律に基づく登録住 務所に所属する建築士 建築士法に基づく建築士事 建築基準法に基づく指定 住宅の品質確保の促進等に

確

宅

をいいます。

相当と認められる工事内容のもの

(2) 除の適用対象に断熱改修工事を 増改築等に係る住宅ローン控

した。 ない場合には対象外とされてい 原則として大規模修繕等に該当し バリアフリー 改修工事を除き 改築等に係る住宅ローン控除 ま

ることになっています。 あっても、断熱改修工事等を行っ 修繕や模様替えに至らない工事で間に居住する家屋に限り、大規模日から同年十二月三十一日までの た場合には控除対象に取り込まれ 改正により、平成二十年四月

されます。 度分の固定資産税が三分の一減額申告することで、工事完了の翌年 付して改修後三月以内に市町村にれた住宅については、証明書を添 の間に熱損失防止改修工事が行わら平成二十二年三月三十一日まで さらに、平成二十年四月一日か

> 2 上の特例措置の創設長期優良住宅に係る税制

る以下の税制上の特例措置が手当 住宅」、いわゆる長期優良住宅に係 てされる予定です。 福田首相が提唱する「二〇〇年

減額されます。 分)の固定資産税が二分の一 耐火建築物については七年度 に新築から五年度分(中高層 に 日までの間に新築された場合 かけ 進 ij ら平成二十二年三月三十一 た住宅が、同法の施行の日 「長期優良住宅の普及の促 .関する法律」の認定を受 証明書類の添付を条件

件に、 いても、 〇万円が控除されます。 m相当分までに限られます。 ただし、一戸当たり一二〇 同樣、 課税標準から一、三〇 証明書類の添付を要 不動産取得税につ

分までに限られます。

ただし、一戸当たり一二〇㎡相当

3

許税の特例措置 土地の売買に係る登録 免

が三年延長されています。 うに引き上げられた上、 転登記等に係る税率が図表2のよ の軽減措置について、 登記等に対する登録免許税の税 年四月一日以後に受ける所有権移 土地の売買による所有権の 平成二十一 適用期 移 限 率

4

その他

付け等を受けた場合の課税の 給与所得者等が住宅資金の 特貸

ます。 優良賃貸住宅の割増償却 適用期限が二年延長されてい 制 度

れています。 る措置の適用期限が二年延長さ 中心市街地優良賃貸住宅に係 住宅取得等資金に係る相続 時

ます。 適用期限が二年延長されてい 精算課税制度の特例

税の軽減措置が講じられます。

このほか、国税でも登録免許

図表21十地の登録免許税の改正占

[凶衣 2] 土地の豆鉢光計杭の以正点									
	改正前	改正後							
項目	~ 平成 20 年 3 月 31日	20 年4月1日 ~21 年3月 31日	21 年4月1日 ~22 年3月 31日	22 年4月1日 ~23 年 3 月 31日					
土地の売買による所有 権の移転登記 (本則20/1,000)	10/1,000	10/1,000	13/1,000	15/1,000					
土地の所有権の信託の 登記 (本則4/1,000)	2/1,000	2/1,000	2.5/1,000	3/1,000					



連帯保証人が資産を譲渡して 債務を弁済した場合

金の借り入れに際し、連帯保証人と なりましたが、乙は事業に失敗し、 借入金を返済できないまま倒産してしまいま した。連帯保証人である甲は相当の財産を所 有しており、この債務を履行するにあたり、

甲は、元従業員である乙の事業資

甲の所有不動産を譲渡して乙の債務を弁済し ました。

保証債務を履行するために資産の譲渡があ った場合には、譲渡所得の課税の特例がある そうですが、どのような制度なのでしょう か?

> 保証債務を履行するために資産を 譲渡した場合において、その履行に 伴う求償権の全部又は一部を行使す

> > 問

特定

使

用

を接待する費

用

ることができなくなったときは、その行使す ることができなくなった金額については、譲 渡所得の金額の計算上なかったものとみなさ れます。

この場合の求償権が行使不能の状態である かどうかの判定については、原則として次の ような事実が発生した場合のそれぞれ次に掲 げる金額は求償権を行使することができなく なった金額として取り扱われます。

- 1.会社更生法等の規定による更生計画の認 可の決定があったこと等により切り捨てら れることとなった部分の金額
- 2 . 会社法の規定による特別清算に係る協定 の認可の決定により切り捨てられることと なった部分の金額
- 3.法令の規定による整理手続によらない関 係者の協議決定で切り捨てられることとな った一定のもの
- 4. 債務者の債務超過の状態が相当期間継続 し、その貸金等の弁済を受けることができ ないと認められる場合において、その債務 者に対し書面により通知された債務免除額

会等の費用で通常必要と認められ

対象として慣行的に行われる慰労 役員及び使用人の全員を 交際費等に該当し ます。

には、 のでしょうか? 際費等、 その費用は福利厚生費、 給与の 11 ずれに該当する

料理店等においてもてなした場合 ために特定の使用人を高級 使用人の退職を防止する 交 す。 その役員又は使用人に給与を支 てもそれが個人的費用であって法 したものとされます 人の業務とは関係がないときは、 また、

交際費等に該当することとなり も給与にも該当しないことから、 ご質問の場合は、 福利厚生費に 費用を法人が負担した場合であっ る費用は、 役員又は使用人の接待 福利厚生費に該当し

在外邦人の 印鑑証明書に代わる書類

相続税申告の際に、一定の特例の 適用を受けるために印鑑証明書を添 付した遺産分割協議書(写)を提出しなけれ ばならない場合がありますが、共同相続人の 中に海外赴任等をしている者がいる場合には どのような取り扱いになるのでしょうか?

共同相続人の中に在外邦人がいる 場合には、通常、その者の印鑑証明 書を添付することができません。このような 場合には、不動産登記の場合と同様に、次の 書類を遺産分割協議書(写)に添付して提出 することとなります。

- 1.居住地国の日本公館で印鑑証明書の発行 を取り扱っている場合には、居住地国の日 本公館が発行した印鑑証明書
- 2.居住地国の日本公館で印鑑証明書の発行 を取り扱っていない場合には、居住地国の 日本公館が発行した署名及び拇印証明書